

仕 様 書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 黒木、河北 電話 222-3952)

件 名	一般廃棄物の収集運搬業務委託
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	1 総則 (1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。 (2) 本業務の受託人は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守の上、施行すること。 (3) 作業内容等 ア 各事務所のごみ集積所に集積された分別ごみのうち、一般廃棄物を全て収集し、適正に処分すること。収集車両にて事務所敷地に立ち入ってよい。 イ 収集した一般廃棄物の袋数を、収集の都度事務所に報告すること。 ウ 収集後は、当該集積場所及びその付近にごみ等の散乱がないよう、必要に応じ掃き清掃を行うなど、清潔の保持及び整理整頓に努めること。 エ 収集後の一般廃棄物は、京都市クリーンセンターに搬入すること。クリーンセンターへの搬入手数料は有料である。 (4) 京都市から、一般廃棄物の収集運搬に関する許可を得ていること。 2 一般廃棄物の収集等の基準 各事務所から排出する一般廃棄物の収集等は、次により実施すること。 (1) 対象事務所 別紙の8事務所 (2) 収集日 収集日は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎週2回とする。 収集日は、①月曜日及び木曜日 ②火曜日及び金曜日 ③水曜日及び金曜日 ④火曜日及び木曜日の4パターンのいずれかとし、固定すること。ただし、事務所ごとに異なってもよい。 年末年始については、事務所閉庁のため収集を取りやめることがある。

契 約 条 件	(3) 作業時間 午前8時50分～正午、午後2時30分～午後4時20分の間に作業すること。この時間以外は、事務所敷地に立ち入ってはならない（事故防止のため）。 作業時間についても固定すること（事務所ごとに異なってよい）とし、事情により変更となる場合はその都度、当該事務所に連絡すること。 3 収集予定量 年間の収集予定量は45リットル袋4,000個を見込む。ただし、あくまでも予定量であり変動することがある。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 4 作業等 (1) 各事務所の敷地内は車両や職員が通行しているので、安全に配慮すること。 (2) 本業務の受託人は、作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意を持って作業するように指導すること。 5 報告等 本業務の受託人は、当月分の収集日ごとの収集量、処分結果報告書を翌月14日までに環境政策局まち美化推進課に提出すること。 6 委託料の支払 1箇月ごとに、当該期間の業務終了後、契約金額の12分の1の金額を支払うものとする。ただし、12分の1の金額に円未満の端数が生じる場合は、その端数をすべて初回分に加算して支払う。 7 その他 本業務の受託人は、その実施に関しまち美化推進課及び各事務所と密接に連絡を取り合うこと。また、本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途協議する。
---------	---

(別紙)

事務所一覧

名称	位置	電話番号
東部まち美化事務所	京都市左京区高野西開町 34 番地の 3	7 2 2 - 4 3 4 5
山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町 3 番地	5 7 3 - 2 4 5 7
南部まち美化事務所	京都市南区西九条森本町 50 番地	6 8 1 - 0 4 5 6
西部まち美化事務所	京都市右京区西院西貝川町 57 番地の 1	8 8 2 - 5 7 8 7
西京まち美化事務所	京都市西京区樫原秤谷町 37 番地	3 9 1 - 5 9 8 3
伏見まち美化事務所	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地	6 0 1 - 7 1 6 1
生活環境美化センター	京都市南区西九条森本町 62 番地の 1	6 6 2 - 6 0 2 3
生活環境美化センター (分室)	京都市南区西九条森本町 37 番地	6 9 3 - 7 5 4 4